資料１３０－１

郵政民営化委員会　ヒアリング資料

２０１５年２月２５日

株式会社かんぽ生命保険

１　認可申請の概要

（１）認可申請の内容

保険期間に比して保険料払込期間が短期となる普通養老保険（短期払養老保険）

○　当社の主力商品である養老保険は、払込保険料総額が満期保険金受取額を上回るケースが多い状況となっており、貯蓄性の観点から、お客さまにとって商品魅力が低下している。

○　そこで、貯蓄性を高めるため、保険料払込後一定の据置期間を設け、保険料払込期間を保険期間より短く設定できるようにする。

○　具体的には、保険期間が10年～20年の普通養老保険について、5年、10年又は15年の保険料払込期間を設定できるようにする。

（２）取り扱いの開始時期

平成２７年１０月（予定）

2 郵政民営化法との関係

○ この改定は、

① 普通養老保険について、保険料払込期間を短く設定できるようにするものであるが、「保険料払込みの分割の方法」が異なってくることから、郵政民営化法上は「保険の種類」との位置付け。

② 短期払養老保険は、郵政公社より前の簡易生命保険において販売しており、今回再び販売するものであるが、郵政民営化法上は、認可を要するものとの位置付け。

○郵政民営化法

（業務の制限）

第百三十八条　郵便保険会社は、**保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他政令で定める保険の種類の細目を含む。以下この項において同じ。）のうち政令で定めるもの以外の保険の種類の保険の引受けを行おうとするとき**は、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機構を相手方とする保険業法第三条第四項第三号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。

２～５（略）

○郵政民営化法施行令

（郵便保険会社の保険の種類）

第九条　法第百三十八条第一項に規定する政令で定める保険の種類の細目は、次に掲げるものとする。

一～四（略）

五　保険料を一時に払い込む保険又は分割して払い込む保険のいずれであるかの別（**保険料を分割して払い込む保険にあっては、その分割の方法**）

六～十二（略）

２　法第百三十八条第一項に規定する保険の種類のうち政令で定めるものは、**旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた保険が属する保険の種類**とする。

3　取扱商品の内容

○　平成27年10月に取扱開始予定の商品は、保険料払込期間を10年、保険期間15年とする普通養老保険（10年払込15年満期養老保険）とする。

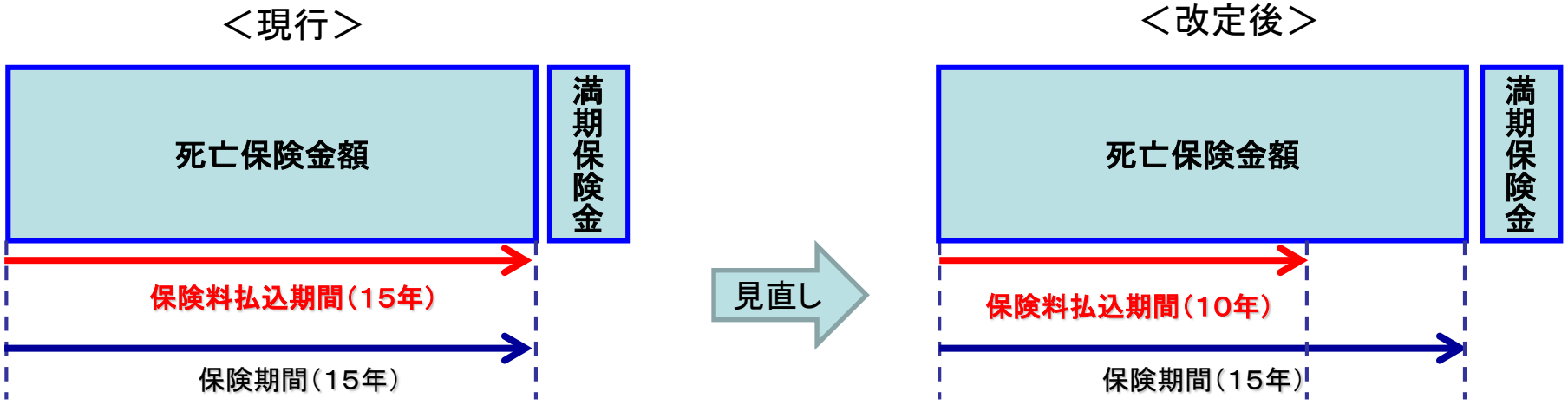

○　保険料払込期間を短く設定することにより、返戻率が向上

（例）保険金額100万円、加入年齢40歳、口座払込みの場合

性別	月額保険料	返戻率
男性	5,670円	97.9%
女性	5,620円	98.8%

改善

性別	月額保険料（予定）	返戻率
男性	8,070円	103.2%
女性	8,030円	103.7%

※ 10年払込15年満期養老保険以外の商品については、お客さまからの要望や金利動向を踏まえ、順次、販売を行っていく予定。

本資料は、一般公衆への情報提供を目的とするものであり、日本国内における当社の株式その他の有価証券の勧誘を構成するものではありません。

また、本資料は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。